

税に関する手続きをスムーズに



所得税等の確定申告会場が
税務署に開設されます

申告書の作成には時間を要
しますので、なるべくお早め
にお越しください。会場が混
雑している場合、受付を早め
に締め切ることがあります。

また、確定申告書には申告
する方や扶養親族の方などの
マイナンバーの記載が必要に
なります。

期間 2月17日(月)～3月16日
(月)の午前9時～午後4時
※ 土曜・日曜・祝日は閉庁
日のため受付なし。

会場 函館税務署(中島町37
番1号) ☎31・3171

確定申告書の作成について

スマートフォンやタブレット
でも所得税の確定申告書の
作成ができます。

■年金収入の方もスマホで!

国税庁HPの「確定申告書
等作成コーナー」では、2か
所以上の給与所得がある方、
年金収入や副業等の雑収入が
ある方など、「スマホ専用画
面」をご利用いただける方の
範囲が広がりました。

■マイナンバーカード方式ま
たはID・パスワード方式
で手続きできます

マイナンバーカードとマイ
ナンバーカード対応スマート
フォンをお持ちの方は、スマ
ホで申告することができます。
また、マイナンバーカード
をお持ちでない方でも、事前
に税務署で本人確認の上取得
したID・パスワードがあれば、
スマホで申告することが
できます。

詳しいことは函館税務署
(☎31・3171) または国
税庁のHPをご覧ください。
<https://www.nta.go.jp/>



確定申告などに必要な 証明書等について

国民年金・国保・後期高齢
者医療保険の保険料は、全額
社会保険料控除の対象となり、
所得税や住民税が軽減されま
す。確定申告等の際は忘れず
に申告してください。

▽国民年金保険料

控除証明書は日本年金機構
から送付済みです。紛失され
た方は専用ダイヤル(☎05
70・003・004)にお
問合せください。なお、昨年
10月～12月に初めて保険料を
納付された方には、2月上旬
に控除証明書が送付されます。

▽国民健康保険料

令和元年(2019年)中
に保険料を納付された方には、
1月下旬に納付確認書を送付
します。

お問合せ 国保年金課

(国保) ☎21・3154
(後期高齢) ☎21・3185

年末調整関係書類の提出

令和元年分の年末調整関係
書類(総括表、給与支払報告
書等)の提出期限は1月31日
(金)です。

令和2年1月1日現在函館
市に住所がある方に対し、令
和元年中に給与の支払いをし
た事業所は、金額の多少にか
かわらず、給与支払報告書を
函館市に提出してください。

※ 住所・氏名・生年月日の 誤記や記入漏れがないよう ご注意ください。

▽1月14日(火)までは市役所2
階市民税担当11番窓口で受付

▽1月15日(水)から1月31日(金)

までは市役所8階第1会議
室で受付

※ 期間中は、東部4支所で
も受付します。

お問合せ 税務室市民税担当

☎21・3211

固定資産(償却資産)の申告

令和2年1月1日現在、函
館市内に償却資産(会社や個
人が事務所や工場・店舗など
で事業に使用する、土地・家
屋以外の資産)を所有してい
る方は、その内容を1月31日
(金)までに申告してください。
電子申告も利用できます。

お問合せ 税務室資産税担当

☎21・3231

電子申告について

市では地方税ポータルシ
ステム(TELTAx(エルタク
ス))を導入しており、自宅や
事業所からインターネットを
利用して申告ができます。

給与支払報告書の提出のほ
か、法人市民税・固定資産税
(償却資産)の申告が可能で
す。詳しいことは地方税共同
機構(☎0570・081・
459)へお問合せください。

エルタクスHP

<https://www.eltax.lta.go.jp/>

安心ボトルを配布しています

市では、氏名・医療情報・緊急連絡先を記入した情
報用紙を入れる「安心ボトル」を無料で配布していま
す。救急車を呼んだとき等の救急活動に役立っています。

対象者 65歳以上でひとり暮らしの方、同居家族が不
在がちで緊急時に不安のある方など

配布場所 高齢福祉課(市役所2階)、各支所、地域
包括支援センター、老人福祉センター

お問合せ 高齢福祉課 ☎21-3081

函館市シルバー人材センター 会員募集のお知らせ

あなたの豊富な経験と知識を活かして一緒に働きま
せんか?市内に在住する原則60歳以上の健康で働く意
欲のある方ならどなたでも登録できます。

主な仕事内容 毛筆筆耕、家事手伝い、清掃など

登録説明会 原則毎月第3水曜日 午後1時半～

会場 あいよる21

お問合せ 同センター ☎26-3555